

「トラストサービス検討ワーキンググループ」開催要綱

1 目的

近年のIoTの爆発的な普及等に伴い、サイバー空間と実空間の一体化が加速的に進展しており、実空間での様々な活動がサイバー空間に置き換わる中で、その有効性を担保するためには、サイバー空間の安全性や信頼性の確保がますます重要な課題となっている。

Society5.0の基盤として、誰からの／何からのデータであるかを確認する仕組みや、データの完全性を確保する仕組みとしてのトラストサービスが不可欠であると考えられる。

このため、「プラットフォームサービスに関する研究会」の下に本ワーキンググループを設置し、我が国におけるトラストサービスに関する課題を整理し、その在り方について、検討を行う。

2 名称

本ワーキンググループは、「トラストサービス検討ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 我が国のトラストサービスに係る現状と課題
- (2) 上記(1)の課題を解決するための方策
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、プラットフォームサービスに関する研究会の座長が指名する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (6) 本ワーキンググループの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本ワーキンググループは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがある場合若しくは主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本ワーキンググループの議事要旨は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの事務局は、サイバーセキュリティ統括官室が行う。

「トラストサービス検討ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

新 井 聡 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト IT ビジネス本部
プラットフォームサービス推進部 電子認証サービス担当 主査

小笠原 弘貴 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ セキュリティ技術部
サイバーセキュリティ統括部 ソリューション担当 課長

小 川 博 久 日本トラストテクノロジー協議会 運営委員長

楠 俊 樹 株式会社三井住友銀行 事務統括部 上席推進役

繁 戸 和 幸 株式会社安井建築設計事務所 ICT 本部 本部長

柴 田 孝 一 セイコーソリューションズ株式会社
DX ソリューション統括部 部長

袖 山 喜久造 SKJ 総合税理士事務所 所長

谷 幹 也 日本電気株式会社 セキュリティ研究所 所長

(主査) 手 塚 悟 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授

中 村 信 次 株式会社日立製作所 公共システム事業部
公共戦略部 部長

西 山 晃 セコムトラストシステムズ株式会社
プロフェッショナルサポート 1 部 担当部長

(主査代理) 宮 内 宏 宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士

宮 崎 一 哉 トラストサービス推進フォーラム 副会長

【オブザーバー】

山 内 徹 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事